

広島市規則第29号

令和8年3月27日

広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成26年広島市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（以下「安芸市民病院」という。）」を削り、同項第4号中「午後3時」を「午後1時」に改め、「。ただし、休診日にあつては、午前8時30分から午後8時までとする。」を削り、同条に次の1項を加える。

3 広島市医師会運営・安芸市民病院介護医療院の面会時間は、午後1時から午後8時までとする。

第3条中「安芸市民病院」を「広島市医師会運営・安芸市民病院」に改める。

第4条の見出し中「入院」を「入院等」に改め、同条第1項中「安芸市民病院」を「広島市医師会運営・安芸市民病院」に改め、同条第3項中「安芸市民病院」を「広島市医師会運営・安芸市民病院及び広島市医師会運営・安芸市民病院介護医療院（以下「安芸市民病院」という。）」に、

「前 2 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 広島市医師会運営・安芸市民病院介護医療院に入所しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

4 前項の規定により承認を受けようとする者は、所定の入所申込書を市長に提出しなければならない。

第 5 条第 2 号中「患者」の右に「又は入所者」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 4 号の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。